

# やなぎ総合法務事務所

## 通信 3月号



相続・後見のプロフェッショナル  
大阪無料相談所 [相談者へのページ](#)  
監修：やなぎ総合法務事務所

発行：やなぎ総合法務事務所

やなぎ総合法務事務所から  
旬の法律ニュースをお届け

### TOPIC

「大増税後の相続税調査 実態  
事前にしておくこと」

このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



## やなぎ総合法務事務所 代表 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



皆様、こんにちは！

花の便りが聞かれる頃となりましたが、引っ越し、卒業シーズン、一方で確定申告、企業では決算期を迎えるところが多い時期となってまいりました。

確定申告については、ご自身でされる方もおられるかと思いますが、今回は、相続税務の面から、特によくある“相続税調査・相続対策”をトピックに挙げて、ご紹介させていただきます。

## 大増税後の相続税調査 実態について

相続税は、平成27年に基礎控除額引き下げと最高税率の引き上げが行われました。

平成30年12月12日に国税庁ホームページで「平成29年分の相続税の申告状況について」が公表されました。これによると改正前の申告件数と比較して、約2倍の方（全体の8.3%）が申告対象となり、相続税申告をされております。この増税後の相続に対する税務調査について、国税庁が初めて実績を公表しました。

増税後の調査では、文書照会で1万1198件実施され、前年度比24.5%増となっています。

改正前であれば対象でなかったであろう準富裕層の“現金と預貯金の申告漏れ”が発覚し、悪質な税逃れと認定され、重加算税を含む、何千万円もの追徴課税が課されているケースもあります。

では、どこに気を付けなければならないのか？

- ◆相続税の基礎控除額の範囲を超えるかもしれない微妙なラインの財産を相続する場合の申告漏れ多数
- ◆相続人が相続財産の全てを把握しきれていないことにより相続財産の額を間違えて計算をしてしまう危険！
- ◆税務調査が実施されるのは、10件中3件、約3割。相続税の申告後、概ね3年以内に行われます
- ◆タンス預金「現金で持つていればバレない」と思っていては危険！
- ◆孫や子の名義で作った口座で、被相続人の

管理下にある預金（いわゆる「名義預金」）も相続税の課税対象としなければならない

税務署は、さまざまな角度から申告書に漏れがないかを分析していますので、優秀な調査官に当たれば、ものの見事に申告漏れが判明します

### 調査官にバレた！現金の隠し場所ランキング

		調査官にバレた！現金の隠し場所ランキング	(国税庁公表資料より)
1位	自宅金庫	・被相続人宅母屋の居間にある金庫	
2位	貸金庫	・相続人の自宅詳細机の引き出しの手提げ金庫	
3位	押し入れ (クローゼット)	・被相続人宅居間の押し入れの中の座布団の間 ・相続人宅クローゼット内の衣装ケース	
4位	寝室	・被相続人の自宅寝室 ・相続人（妻）の寝室の神棚	
5位	納戸	・被相続人宅納戸の中	

## 大増税後の相続税調査 実態と 事前にしておくこと

国税当局の調査は、被相続人のみではなく、配偶者や子供、孫などの口座も照会対象となり、過去の金融機関の入出金履歴に行方不明や出所の不明な入出金、同族会社への貸付金の増減と亡くなった方の預金の動き、過去の収入から見て、金融資産や保険等の申告額との差等を確認します。亡くなられた方の年齢、職業、先代からの相続の有無、投資経歴、過去の所得税や法人税の申告内容……等々、これまで蓄積されたノウハウをもって実地調査、書面照会、電話確認、来署依頼を行い、申告漏れを見つけます。

故意の申告漏れで悪質だと判断された場合は、過少申告加算税に換えて『重加算税』が課税されます。

税率はなんと35%。加えて、加算税とは別に「延滞税」もあります。

相続税申告漏れにならないように、まずは**資産の棚卸**が先決です。

そして、第一に、節税よりも、まずは愛する家族・親族等に、いかにしてご自分の財産をいかに引き継ぐか?ということも重要です。

脱税ではなく、あくまで“節税”を考えいただきたいのですが、大切なのは“事前に”対策を検討し、適宜実施することです。元気なうちに遺言書を残す、また効果的な贈与を行い、節税を行う・・・様々な方法があります

もし、遺言書がなく、遺産分割協議がまとまらない場合、相続税の軽減措置などの特例を受けることができませんが、こういった税負担のリスクも、可能な限り回避できるという意味でも、「遺言」を活用するメリットがあるかもしれません。

### 今月のお客様の声 ご紹介

東京都 お住まいのT様

この他にも、

多数のお声をお寄せ頂き、  
誠に有難うございました。

皆様のお声を励みに、 大阪市中央区 お住まいのKさん

スタッフ一同、  
日々精進して  
まいります！

### 枚方市・柏庄まつりのYさと

親切な対応をして頂き大感謝です。  
誠にありがとうございました。

次回TOPIC  
テーマは  
“遺産整理”  
お楽しみ  
に…

やなぎ総合法務事務所の家族信託・相続サポート  
TEL: 0120-021-462 FAX: 06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

